

段申わけいたしけれども、御憤いまだとけず、今におゐるとやかく申候ても、眼前に味方の兵うたる、を見ころせし事、武藏守心底いぶかしく思しめさる、よし仰られ、其ま、御座をた、せらる、を見奉り、脇指を抜てうしろへなげすて、御側へ匍匐より、御小袖の裳にすがり、是は御なさけもなき上意にて候、いかに御姫さまの御腹より生れ候はずとて、武藏守も御孫とは思しめされず候や、たゞ今申此わけ仕らずしては、いつ申わけ仕るべく候やとて、はらくと涙をながしつ、申上げれば、其誠を感じおぼしめさる、にや、よし今はき、わけ、るぞ、いそぎ歸りて武藏守に申きかせて、安堵させよと、上意ありしかば、大膳手を合せ平伏して、御禮を申上て、まがり出けり、其跡にて御前伺候の衆へ仰られしは、あの大膳が父をも、大膳といひて、武藏守が父三左衛門いまだ弱年にて、庄三郎といひし時の馬卒なりしが、長湫の戦に庄三郎が父勝入、兄庄九郎討死せたと聞て、同じく討死せんとて、乗つけゆかむとするを、彼が父大膳、其時は何がし男とかいひて馬の口を取しが、ゑゐて馬を引返して、つれてのきけるを、庄三郎怒て、はなせくといひて、馬上より鏡にて頭を續けざまに、二三町が間蹴つけし程に、面より血の瀑のごとくながる、をも、かまはずして、つゐにのかせけり、其時討死せば、むなく死して、家も絶なまし、玄かるに播州一國の主となりしは、かの大膳が其時の働にて、存命したる故ぞかし、さすが親の子ほどありて、あの大膳も主のために、身をかばふ事なきは、ういやつとおもふなり、今の世にわれらが、前へいで、さきのやうなる事をいふべき者は、外には覺へず、武藏守よき人をもられたると、上意ありしとなり、

〔續近世畸人傳 四〕小萬女

攝津國某城主は、もと豊臣秀頼公に仕へて、北の方もろとも大坂の城中に居給ひしが、度々直諫して旨に逆ひければ、遂電してあとをくらし給ふ、其北の方と八才の兄君三才の妹君捕れに